

## 令和5年度平戸市農業委員会第5回総会議事録

■開催日時：令和5年8月29日（火）午後1時30分～3時00分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中12人出席 欠席委員：2番、3番、9番、12番、18番  
※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中15人出席 欠席委員：2番、9番、10番、17番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 浅田事務局次長、寺田班長  
植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

### ■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案 第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第25号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第26号 農地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第27号 第4回農用地利用集積計画（案）について

議案 第28号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見書について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第4回」を開会いたします。 総会の開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>皆様、改めまして、こんにちは、今日は午後からの総会で、お忙しい中に出席いただきありがとうございます。 総会後は、県農業会議による地区別研修会も開催しますので、ご協力をお願いします。 本日は、議案6件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
事務局	<p>本日は、議席番号2番、3番、9番、12番、18番の農業委員から欠席の届出がっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 推進委員では、2番、9番、10番、17番委員から欠席する旨の報告がっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、7番委員、10番委員、書記に事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p>
会長	<p><b>■日程4 会務報告</b></p> <p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお開きください。        8月の会務報告をいたします。(8月会務報告を報告)        9月の会務予定を申し上げます。(9月会務予定を報告)        以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、9月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。        9月の総会を令和5年9月27日(水曜日)午前9時30分からとし、        場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、        ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議がありませんので、9月の総会を令和5年9月27日(水曜日)        午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、        開催いたします。</p>
	<p><b>■日程5 議事</b></p>
会長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p>
	<p>《議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>
会長	<p>議案第23号の議題について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、3ページをご覧ください。        3ページについて説明いたします。        議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明        いたします。今回、1件あっております。        整理番号1番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、獅        子町字萩原2444番、他2筆で、地目は田・畑で、合計地積1,833㎡、        農業経営規模拡大のための所有権移転(贈与)となります。        (整理番号1について、スライドにより位置、現況写真等について説        明)        以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより        質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	「質疑なし。」
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。        議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありま        せんか。</p>
委員一同	「異議なし。」

会 長	<p>異議なしと認め、議案第 23 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 24 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、「議席番号 1 番委員」の退席を求めます。</p>
1 番委員	<p>「退席」</p>
会 長	<p>それでは、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 5 ページについて説明いたします。 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、1 件あっております。 申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字 豊田 1445 番 2、地目は田で、地積が 522 m<sup>2</sup>、農地種別は第 3 種で、一般個人住宅を建築するものです。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。</p>
13 番委員	<p>「補足説明。」</p>
会 長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 24 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 24 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>それでは、「1 番委員」の入場を認めます。</p>
1 番委員	<p>「入場」</p>

	<p>《議案第 25 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 25 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページから 7 ページ、本日配布した別冊をご覧ください。</p> <p>議案第 25 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について説明します。昨年の 10 月 1 日により農地利用状況調査で B 分類農地として判断した分についての非農地であります。</p> <p>今回においては、旧志々伎村を対象としております。</p> <p>該当農地は別冊のとおり、4,760 筆、1,592,922.42 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>(スライドにより位置や現状、農地判定などを説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 25 号中について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 25 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請(案)について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 26 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページから 10 ページをお開きください。</p> <p>議案書の 10 ページについて説明します。</p> <p>議案第 26 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請(案)について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定(借受・転貸一体型)になります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に貸借権の設定を行う者及び農地中間管理機構を通じて貸借権の設定等を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>権利対象の土地は、田平町福崎免字上福崎 159 番、地目は畑で、2、</p>

事務局	<p>034 m<sup>2</sup>、他 2 筆で、設定する権利の内容については、記載のとおりです。</p> <p>合計 1 件、筆数 3 筆、合計面積 4,326 m<sup>2</sup>となります          以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 26 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 26 号について、原案のとおり決定し、農地中間管理機構に計画策定を要請します。</p>
<p>《議案第 27 号 第 4 回農用地利用集積計画（案）について》</p>	
会 長	<p>次に、議案第 27 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 11 ページから 12 ページをお開きください。</p> <p>議案書の 12 ページについて説明します。</p> <p>議案第 27 号、第 4 回農用地利用集積計画（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による所有権移転になります。</p> <p>整理番号 1 番、所有権の移転を受ける者（譲受人）及び所有権を移転する者（譲渡人）は、記載のとおりとなっております。</p> <p>所有権を移転する土地は、朶の原町字下朶 279 番、現況地目は田で、面積が 1,144 m<sup>2</sup>、権利の内容については、記載のとおりです。</p> <p>公告後は、農業委員事務局により所有権移転の登記を行います。          （スライドにより位置や現状などを説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 27 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 27 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p><b>議案第 28 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見書について》</b></p>
会長	<p>次に、議案第 28 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>別冊で配布している議案で、平戸市の基本構想となり、認定農業者など担い手基準等を示したものです。本日は、農業振興課の担当者が来ておりますので、ご説明します。</p>
農業振興課	<p>議案第 28 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてご説明します。</p> <p>変更理由としては、令和 5 年 4 月 1 日付け「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、5 月に「長崎県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」も変更されたことから、平戸市で策定した基本構想を変更するものです。</p> <p>平戸市では、前回、令和 4 年 1 月に、この法律第 6 条に定めている内容で、農業者が目標とする姿を具体的に示した基本構想を策定しております。</p> <p>主な変更点として、「農業の担い手」を「農業を担う者」に拡大されました。</p> <p>また、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項と農地の流動化に関する「地域計画」について追加しております。</p> <p>(別紙の基本構想により、変更、削除について説明する)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>今回の変更点で、「農業の担い手」から「農業を担う者」に変わった理由はなにか。</p>
農業振興課	<p>農地を集めて強い農業経営体を育成することで戦後、国が進めてきたが、認定農業者等では、現在の地域農業を支えることが難しくなっている。</p> <p>このことから、国が幅広い農業者（兼業農家等）を対象にしたことである。</p>
会長	<p>全国の会議でも、農業者の減少していることが問題になっているので、対策など要望していきたいと考えている。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>

11番委員	<p>認定農業者になるために、年間農業所得が320万円や労働時間2,000時間程度などの基本的な目標となっていると思うが、認定農業者は、この条件にクリアしているのか。</p>
農業振興課	<p>5年後を目標に目指している方、努力している方を基本的に認定しております。</p> <p>申請の段階で、目標に達していなくても、</p>
11番委員	<p>平戸市の認定農業者推移はどうなっているのか。</p>
農業振興課	
会長	<p><b>■日程6 閉会</b></p> <p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度平戸市農業委員会第5回総会を閉会いたします。</p>
	<p>閉会時刻：14時50分</p>

	議 長	印
	議事録署名人	
	7 番委員	印
	10 番委員	印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	16	岡 村 勝 彦
	6	前 原 正 行
	10	寺 田 俊 雄
	7	神 田 孝 夫
	18	榊 屋 可 恵
中 部	14	本 山 勝 茂
	2	前 川 一 夫

	8	濱 崎 保 久
南 部	12	青 崎 日 出 男
	9	山 口 隆 徳
	17	末 永 定 之
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	15	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	1	川 尻 修 治
	13	大 山 荒 助
大 島	4	藤 沢 和 正
	5	松 山 浩 幸